

## 令和7年度能登町における障害者就労施設等からの物品等調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、以下のとおり障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、もって本町における障害者就労施設等（以下「施設等」という。）で就労する障害者の自立の促進を図る。

### 1 調達の推進を図る組織

この方針は、能登町のすべての機関（以下「各機関」という。）が物品等を調達する場合に適用する。

### 2 対象となる施設等

能登町内に所在するものであって、次のとおりとする。

- （1）障害者支援施設
- （2）地域活動支援センター
- （3）障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- （4）障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- （5）障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- （6）障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- （7）在宅就業障害者
- （8）在宅就業支援団体
- （9）受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う共同受注窓口

### 3 調達を推進する物品等

施設等が供給するすべての物品等とする。

- （1）物品
  - ・啓発用物品
  - ・食品類（弁当・焼き菓子など）
  - ・小物類（布巾、たわしなど） など
- （2）役務
  - ・公園等の屋外清掃や除草
  - ・軽作業（袋詰めなど） など

### 4 調達推進のための基本的な考え方

各機関は、施設等の受注機会の増大を図るため、予算の適正な執行に配慮しつつ、物品等の調達に関する他の施策との調和を図りながら、施設等からの調達機会の増大に努める。調達に当たっては、施設等や物品等を限定することなく、幅広い分野からの調達に努める。

## 5 具体的な取組事項

### (1) 推進体制の整備

本調達方針の推進にあたり、必要に応じて庁内連絡会議を開催し、全庁的な連絡調整、物品等に関する情報の共有等を図る。

### (2) 施設等が提供可能な物品等の情報提供

健康福祉課は、各機関が調達の推進を円滑に行うために、施設等が供給可能な物品等の把握に努め、適宜情報提供を行う。

### (3) 随意契約の活用

各機関は、地方自治法施行令及び町財務規則に基づく随意契約の活用等により、物品調達機会の拡大に努める。

### (4) 障害者就労施設等への配慮

各機関は、物品等の調達にあたり、施設等の障害特性等に留意した納期を設定する等の配慮を行う。

## 6 調達目標額

当該年度における調達目標額は、「3 調達を推進する物品等」に掲げる物品等について、当該年度の予算の範囲内において、可能な限り調達に努めるものとし、具体的な金額の設定を行わないものとする。

## 7 調達実績の公表

健康福祉課は、会計年度終了後に、法第9条5項に基づき、その実績の概要を公表する。